

知っ得 4 国保!

Q6

所得申告と国保税

国保に加入しているけど、所得の申告をしなかったらどうなるの？



所得の申告がないと国保税額が正しく計算できません。



国保税は、加入者の前年の所得に基づいて計算されます。
前年中に収入がなかった人や、障害・遺族年金のみを受給され、扶養親族になっていない人なども必ず市県民税の申告を行ってください。
申告することで、国保税や入院時の食事代などが減額される場合があります。

国保税の法定軽減措置(申請不要)

法定軽減措置とは、前年の所得が一定額以下になる世帯に対して税額の負担を軽くする制度です。世帯の所得と被保険者数に応じて、「均等割額」と「平等割額」が軽減の対象となります。

世帯の国保加入者全員と擬制世帯主および※特定同一世帯所属者が前年中の所得申告をした場合に自動的に判定されます。

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された人で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する人をいいます。

【軽減判定の所得早見表】

国保加入者 + 特定同一世帯所属者	1人	2人	3人	4人	1人増えるごとに
7割軽減	33万円				加算なし
5割軽減	61万円	89万円	117万円	145万円	28万円加算
2割軽減	84万円	135万円	186万円	237万円	51万円加算

【軽減判定所得の計算式】

7割軽減	33万円
5割軽減	33万円 + (28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者))
2割軽減	33万円 + (51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者))

※軽減の判定は、4月1日現在の世帯の状況で判断します。ただし、年度途中で世帯主が変更になった場合は、その時点で判定をやり直します。

※擬制世帯主(国保加入者でない世帯主)の所得も含めて判定します。